

# お知らせ

## 子ども課総合窓口「つなぐ」

就学前児童に関する様々な子育て情報のつなぎ役として、総合窓口を開設しました。気軽にご利用ください。

**電話番号** 43-7017

**開設時間** 9時～17時(平日のみ)

**開設場所** 総合福祉センター玄関脇

## 市税等の納付

### 5月は固定資産税1期と軽自動車税の納期です

納付書を5月上旬に発送しますので、期限までに納付してください。口座振替をご利用のかたは、前日までに残高の確認をお願いします。

**納期限・口座振替日** 5月31日(金)

### 軽自動車税の納税証明書

口座振替で軽自動車税を納付したかたには、6月上旬に納税証明書(継続検査用)を発送します。

5月31日から6月上旬までに納税証明書が必要なかたは、納付が確認できる通帳と本人確認ができる証明書などを持って証明発行窓口にお越しください。

### 24年度の納付はお済みですか

市税や税外納付金の納め忘れはありませんか。まだ済んでいないかたは早急に納付してください。納付相談もなく滞納を放置している場合、財産調査や差押えなどの法的措置を行います。

### 仕事帰りでも市税等を納付できます

市税等を平日の日中に納める時間が取れないかたは、夕方や休日でも納められる納付窓口をご利用ください。

※納付書をご持参ください。

### 納付窓口・営業時間

市民サービスセンター(いとく大館ショッピングセンター内)

9時～19時 ☎43-7088

※日・祝日を除く。土曜は17時まで

北都銀行大館プラザ支店(イオンスーパーセンター大館店内)

9時～18時 ☎44-5088

※年中無休

北都銀行大館東支店

9時～18時 ☎49-5252

※土日祝日は16時まで

### 税の休日相談窓口

事情により納期内の納付が困難で、平日相談に来られないかたは、休日相談窓口をご利用ください。また、市税等の納付も受け付けますので、納付書をご持参ください。

**とき** 5月26日(日) 9時～13時

**ところ** 収納課収納係

**問** 口座振替収納課総務係 ☎43-7035

市税の納付収納課収納係 ☎43-7036

### 固定資産税

税務課固定資産税係 ☎43-7034

軽自動車税税務課諸税係 ☎43-7032

### 税外納付金の納付・相談

納付書に記載されている担当部署

### 税外納付金の法的措置

特別滞納対策室 ☎43-7028

## 障害者の軽自動車税を減免します

**対象** ①4月1日現在、身体障害者・戦傷病者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたが所有し運転する軽自動車

②上記障害者が所有し、対象者と生計が同じかたや、対象者のみの世帯を常時介護するかたが運転する軽自動車

※障害の程度により該当しない場合があります。

※申請時は納税通知書、対象となる手帳、運転免許証、印鑑をご持参ください。

**締切** 5月24日(金)

**申・問** 税務課諸税係 ☎43-7032

## 出前講座をご利用ください

身近な問題や市政情報など、聞いてみたいことについて、市職員が出向いて講座を行います。

**期間** 5月17日(金)～平成26年3月31日(月)

**対象** 10人以上の市民グループ

**時間** 1講座2時間以内(10時～20時)

**テーマ** 大館のまちづくりについて/地域応援プランについてなど

**会場** 公民館や町内会館など。会場の手配、準備は申込者側でお願いします。

**申込方法** 希望日の3週間前までに生涯学習課または最寄りの公民館にお申し込みください(ファクス・Eメールも可)。

※申込書は各公民館、市民課、比内・田代総合支所、市民サービスセンターの窓口を用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

**申・問** 生涯学習課 ☎43-7113

FAX43-3536

✉gakusyu@city.odate.akita.jp

## 刈払機を貸し出します

町内会などが、独力では困難な高齢者世帯や障害者世帯の草刈りを行うときに刈払機を貸し出します。

**対象** 町内会や住民組織、ボランティア団体など

**貸出期間** 1回につき14日以内

**貸出料** 無料(燃料費、運搬経費などは借主負担)

**配置場所** 福祉事務所、比内・田代総合支所、有浦・釈迦内・十二所・東館・西館・たしろ保育園

**申込方法** 使用を希望する日の2日前までに配置場所で申し込んでください。

**申・問** 福祉課総務係 ☎42-8100

## 特別障害者手当、障害児福祉手当を支給します

**対象** 視覚・聴覚・肢体・内部・知的・精神障害があるかたで、在宅中に常時特別な介護を必要とするかた(所得制限あり)

※障害者手帳などの有無は関係ありませんが、該当する障害の程度が政令で定められています。